月曜グループ

(市場 崇・岩波真理・上川 修・伊藤憲治・大西 研・園部紘子・福岡良治・森田英男)

協働・参画における双方の窓口・受け皿の現状・課題について

市民から行政へ協働・参画を働きかける場合の行政窓口の現状と課題

行政から市民へ協働・参画を働きかける場合の市民側窓口の現状と課題

既存の住民組織(自治会など)の現状

新たな市民活動主体(市民グループ・NPOなど)の現状

行政・既存の住民組織・新たな市民活動主体の三者の協働のあり方・これからの課題

事例研究 1 市役所 市民活動支援課

行政と地縁組織(自治会)および NPO などの市民グループとの参画・協働の現状について

現状と課題(市民活動支援課の説明より)

行政と自治会の協働・市民参画の現状

● 現状では、市として自治会との関係を統括する窓口はない。行政と自治会との参画・協働の状況や、連携の状況について把握したい場合は、各担当課に個別に聞くしかない。

NPO と行政および NPO と自治会との協働・参画の現状

- 西宮市のNPO法人が109団体あり、多いのは福祉関係と環境関係である。個々のNPOはそれぞれにミッションを持って活動しているのでNPO同士の連携は少ない。来年から市民交流センターに指定管理者制度を導入して外部委託する予定があり、それにむけてNPOの中で中間支援組織を設立しようとする動きがある。
- NPOと地縁組織との関係については、NPOの認知度が低く連携が取れている状況ではない。

市民活動支援課(行政)の現状

- 自治会等からのまちづくり等についての個別の相談に対応している。
- 来年度に市民交流センターで指定管理者制度を導入することを考えており、その管理をする団体等にNPOを含めたボランティア情報をワンストップで対応できる体制を作ろうと考えている。これにより、市民の市民活動、ボランティア活動を一元的に支援していけると考える。

事例研究 2 社会福祉協議会 行政と市民との協働の具体例

現状・課題(社会福祉協議会の説明より)

- 活動の鍵となるのは、地域住民の<u>主体性</u>をいかに引き出せるかということである。
- 担い手となる人材育成については、次の世代が育っていない地域が多い。
- 自発的な活動を進めるには、地域住民間の認識のギャップを埋め、必要性を地域に働きかけ、 住民間の<u>合意を形成</u>し、社協と地域が一緒になって取組んでいかなければいけない。
- NPOやボランティア団体との<u>連携</u>について、現状はボランティア団体はあまり地域性にとら われないで活動していることが多く、地域と何かするということは少ない。
- <u>市民活動支援課</u>とのつながりは最近出来始めており、NPOを支援する中間組織に社協も入っているので、市民活動支援課が支援しているような団体との連携には今後に期待している。
- <u>地域の声</u>は地域の役員さんには届いていると思うが、それがすべて事務局に届いているかとい えばそうでないように思う。

2 市民参画と協働の仕組みづくりにむけての課題 (グループ内討議より)

- ◆ 市民の定義について整理する必要がある。個人、事業者、自治会、NPO等の活動団体など
- ◆ 参画と協働の担い手として、既存の地縁組織(自治会等)が基本となるが、これを唯一のチャネルとせず、多くの民意を反映させるために新しく出てきた組織(NPO等)もチャネルとすることが必要である。これらを入り口では排除できない。交通整理の仕組みが必要である。
- ◆ 特に、基本となる地縁組織(自治会や町内会)からの要望や意見などの吸い上げ方を考える必要がある。また、地縁組織との協働について一元的に把握し、推進していく仕組みが必要。
- ◆ 市民の側は一方的に行政に要望を言うのではなく、主体性を持った上で、様々なチャネルをパイプとし、意見を出す。一定のルールが必要である。
- ◆ 一方、行政には、パイプから上がってきた意見をしっかりと受け止めて施策に反映させていく 仕組みが必要である。
- ◆ 市民と市の間の情報の共有、意思の疎通が十分に行われることが重要である。市民の考えていること、市民が求めていることを的確に市(行政)に伝わること。また市が意図していること、市が保有する情報を確実に市民に伝えることが重要である
- ◆ 行政と市民の双方向に決め事が流れていくようにする。行政からの一方的な要請、市民側の権利意識だけの発言や要望といった状況から脱し、お互いが納得の上でそれぞれがやるべきことをやろうという方向へ移行するために、お互いが納得できるルールが必要である。
- ◆ 市民にも提言する以上、責任が出てくる。条例が出来た後、市民の側も市民参画していける力を培うことが必要である。
- ◆ 市民各自の参加意識、寄与している実感の共有が肝要
- ◆ 条例および市民参画をどう市民に広めていくかも重要な課題である。
- ◆ 市民参画条例における6つの解決課題 NPOを市民の定義に加えるかどうか 市議会と市民参画との関係 市民参画の基本理念 市民参画の原則 情報公開の原則 協働の原則 参画の範囲と限界(審議会・パブリックコメント・住民投票など) 都市計画法、都市開発法、個人情報保護法などとの関連性 審議会とのかかわり方

環境にやさしい、うるおいのあるまち(環境の保全と創造)にするためにはどうあるべきか

市は、自らは組織をより活用化し、市民に対しては問題提起して自覚を促すと共に、条例の強化を図るべき。(組織は網羅型 問題点重視型へ転換)

市は遅れている環境行政に関して 現有の能力内で、あらゆる手段を 講じて対処するべきだ。

市は自転車の活用やゴミの分別収 集に積極的になるべきだ。

・市は自転車が安全でかつ快適に利用できる環境を作ることに力を入れるべきだ。 ・自転車を優先利用しやすくするため積極的になるべきだ。(歩道、駐輪場等) ・西宮市はゴミの分別収集に関して遅れている。

市は内部組織での連携を強めて対処するべきだ。

・放置自転車問題は単なる交通問題では無く、環境問題でもあるので、環境行政と交通行政はリンクするべきだ

市は市民と情報の共有化を図ると共に指導の強化を図るべきだ。

環境に関して意識の低い 者に対して市はもっと リーダーシップをとるべき だ。

・市は温暖化防止について もっと市民に強く働きかける べきだ。

・放置自転車に関して市は もっと指導を強化するべき

・ノーマイカーデー(毎月20 日)は空念仏であるので、もっ と厳しい措置で臨むべきだ。 市は市民に対する環 」境施策の伝え方に工 夫するべきだ。

な施策がとられているの かよくわからない。 ・何かしていることはわか るが、一部の人しかかか わっていないのではない

・緑の保全のためにどん

・環境に関する施策が市民に伝わらないのは、伝え方がまずいのではないか

・市が一方的にやろうとしていることに問題あり。 (パートナーシップ制度などは市民の何割の人が知っているのかな) 市と市民は連携して、指導者の育成と共に、市民全層に対しての環境意識の向上が必要である。

市民全層に対して 環境教育がまだま だ必要だ

· 学校における環境学習、子供達の教育が必要だ。

・子供達だけの教育でよいのか、大人にも必要だ。

|意識改革をするための |指導者の育成が必要だ。

環境保護に関する意識がま だまだ低い。

・汚染源、しかし微生物で発酵させれば浄化源になる。 ・ゴミは宝という意識が無い。 環境に関する指導が必要だ。

・石鹸洗剤をはじめ 化学物質を流さな い指導が必要だ。

活用

市は、市民の意見をよく取り入れた上で、前向きな市民や関係団体を活用する仕組みを作れ

援助 連携

啓発

情報

の共

有化

市は環境に関するNPOや関係 団体を援助し、連携するべきだ。

・市の行政に前向きに協力するNPOや 関係団体を育成したり、援助するべき

| . . . N P O 等と市をつなぐ事務局を強化す | べきだ 市は環境行政に関して民間の力をもっと活用するべきだ。

・環境行政に関して、環境カウンセラーや温暖化防止推進員等の専門家をもっと活用するべきだ。

·高齢者の戦力を活用するべきだ。 (団塊の世代等が活動する場を作れ)

ルールを決めて組織化しそれぞれの役割を明確にする。(仕組み作り) 市・市民(NPOなどの各種団体)・事業者の役割を明確にする。

会	
議	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日昼グループ
名	
П	
時	29 71
	平日昼グループ 8名(黒木、土井、前川、松本、和田、安保、鈴木、吉積)
出	
席	
者	
П	
大	

(1)「参画」と「協働」における住民(事業者も含む)、行政の基本スタンス

住民と行政の新しい関係を考えるときに、双方の立場をシンプルに考えてみると参画・協働 の方向性が明確になる。

- -1 住民 = 顧客、行政 = サービス提供者
- ・ 住民は納税者であり公共サービスを受ける顧客。行政は公共サービスの提供者でありそ のサービスの品質に責任を負っている。
- -2 住民は自治体という一つのコミュニティの構成員、行政は管理運営責任者
- ・ 自治体を一つのコミュニティと考えると、住民はコミュニティの構成員であり、行政は コミュニティの管理運営責任者でありコーディネーター。住民はコミュニティの継続的 な維持発展に対して大きな責任を担っているプレイヤー。
- 一方では、「住民・事業者」、「行政」、「議会」という三者の図式も考えられ、「議会」が充分 に機能しているかチェックが必要。
- 参画・協働とは、ケネディ大統領が演説した「あなたたちは何ができるのか、自分が何をできるかを考えなさい」ということ。
- (2)参画・協働が必要とされるポイント

総合的な政策の策定

- 市民の多くが積極的に参画できるための仕組みが必要。
- ・ 中核都市、総合計画、マスタープランなどは多くの市民を巻き込んだ議論が必要。

公共事業

・ 計画段階から市民と行政が一緒になって立案する仕組みが必要。

民間の開発

・ 行政主導、業者主導ではなく、官・民・業の三位一体で取組むべきであり三者が協働できる仕組みが必要。

審議会

・ 審議会の構成員(議員は必要か?)、公募委員の数、男女比、原則公開。

(3)条例制定によって実現したいポイント

市会議員の活動報告について(情報公開という項目において)

・ 市民の声を市政に反映させるというのは市民が選挙で選んだ市会議員。全議員に活動報告を義務付ける。

審議会の公募制と情報の公開について

- ・ 審議会の委員を公募しているが、公募のあり方が行政主導 市民主導。
- ・ 議事録等をホームページで閲覧できる。

各種団体について

- ・ 各団体が市政に参画しているがその内容が硬直化。団体自身も硬直化している。
- ・ 活動内容の公開
- ・ 各種団体のあり方を明確化する必要性。

公募提案型事業への補助金支出について

- ・ 行政が各種団体に支出している補助金とその内容の公開。
- ・ しっかりと活動している団体にだけ補助金を支出できるような仕組みが必要。

新地域コミュニティ政策

- ・ 小学校区単位の新しいコミュニティ
- ・ 岸和田市での地区市民協議会のような組織

(4)参画と協働を実現するためには

住民側

- ・ 地域コミュニティの活性化のための仕組み作り
- ・ 「人材の確保と育成」

行政側

- ・ 行政職員の意識改革
- ・ 行政組織の変更(「参画と協働担当」、支所の役割変更)

(5)その他

自治基本条例の必要性

- ・ 「市長」「行政」「議会」「議員」「住民(事業者を含む)」、各々の役割と責任の明確化
- ・ 基礎自治体としての憲法の必要性

すびりっつアンケート集計(市民参画に関して) H18.11.19

回答団体数:24

問1 あなたは市民参画に関心がありますか?

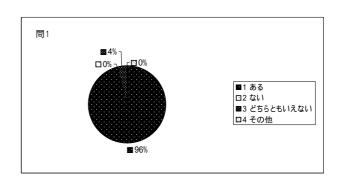
	選 択 肢	人数
1	ある	23
2	ない	0
3	どちらともいえない	1
4	その他	0

市民参画に関心がある理由

- ・住民パワーがないとまちはよくならないから
- ・市民の望む行政にあなってほしいから
- ・市民の市政への参画が必要だと思うから
- ・私たちの活動を広く知っていただきたいから
- ・自分たちのまちは自分たちで作っていくのが原則だから
- ・NPO団体に参加しているので
- ・市の発展と意識改革を望んでいるので

問2 市民参画条例の策定委員会が今年から始まりました。ご存知でしたか?

	選 択 肢	人数
1	知っている	10
2	知らない	14



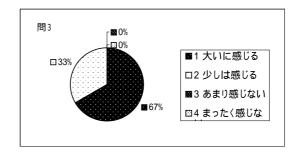
問2 ■1 知っている □2 知らない

問3 あなたは、行政への市民参画の意義や必要性を感じますか?

	選択肢	人数
1	大いに感じる	16
2	少しは感じる	8
3	あまり感じない	0
4	まった〈感じない	0

意義・必要性を感じる理由

- ・地域社会のつながりが弱くなっている今、市民と行政が協力することは必要
- ・民でできることは民でする。前総理の方針に賛成
- ・市民団体に活動する場を与えてほしい
- ・必要であるが、もっと意識向上が必要
- ・まつづくりをして行く上では行政との連携が不可欠だから
- ・市民の意向、自分たちの町だという意識が重要
- ・市民参画の現状が危惧していたように順調でないから

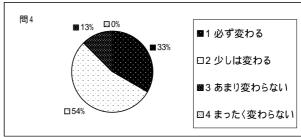


問4 あなたは市民参画条例ができることにより市政が変わると思いますか?

	選択肢	人数
1	必ず変わる	8
2	少しは変わる	13
3	あまり変わらない	3
4	まった〈変わらない	0

市民参画条例で市政が変わる、あるいは変わらないと思う理由

- ・今の西宮市に条例ができたところで変わることは期待できない
- ・変えな〈てどうするんだ ・変わってもらわないと困るので・・・
- ・変わるには時間が必要 ・変わってほしい
- 市に希望が伝わることで変わると思う
- ・市役所の各部署の意識変革が条件で変わると思う

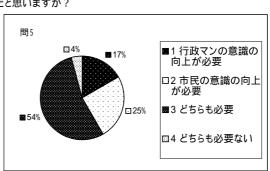


問5 <u>あなたは、市民参画に至るまでに、行政マンや市民の</u>意識の向上は必要だと思いますか?

	選択肢	人数
1	行政マンの意識の向上が必要	4
2	市民の意識の向上が必要	6
3	どちらも必要	13
4	どちらも必要ない	1

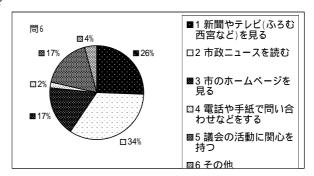
意識向上が必要と思う理由

- ・市民も他市に比べると認識が薄いように思われるから
- ・結局、「誰かがやってくれる」では同じだから
- · 一人ひとりの意識が代わることが必要
- ・双方が同じものを目指して行ってほしいから
- ・一定計画よりも、推進面の内容と発展のほうが重要だから



問6 あなたが市政について知るために取り組んでいることは何ですか?

	選択肢	人数
1	新聞やテレビ(ふろむ西宮など)を見る	12
2	市政ニュースを読む	16
3	市のホームページを見る	8
4	電話や手紙で問い合わせなどをする	1
5	議会の活動に関心を持つ	8
6	その他	2

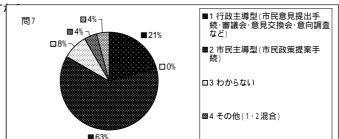


問7 市民が参加する手法として、以下のどちらが良いと思われます。

	選択肢	人数
1	行政主導型(市民意見提出手続・審議	5
	会・意見交換会・意向調査など)	,
2	市民主導型(市民政策提案手続)	15
3	わからない	2
4	その他(1・2混合)	1
5	無回答	1

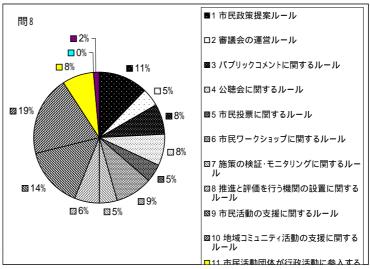
意見

これまでの組織体系・形式化はやめ、市民の力を活用すること



問8 市民参画条例に反映してほしいことは何ですか?

	選択肢	人数
1	市民政策提案ルール	8
2	審議会の運営ルール	3
3	パブリックコメントに関するルール	5
4	公聴会に関するルール	5
5	市民投票に関するルール	3
6	市民ワークショップに関するルール	6
7	施策の検証・モニタリングに関するルール	3
8	推進と評価を行う機関の設置に関するルール	4
9	市民活動の支援に関するルール	10
10	地域コミュニティ活動の支援に関するルール	13
11	市民活動団体が行政活動に参入する機	5
11	会の提供に関するルール	5
12	その他	1

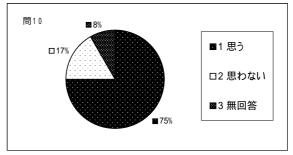


問9 市民参画に関するご意見があれば事由にお書き〈ださい 意見

- ・いつも特定の団体ばかりとか、固定したり、市民団体の中の顔役のような人物が出てきたりすると良くない。
- ・行政が意識的計画をやめ、市民がその意思と善意、特技、特徴を持ち合って発揮させることが大切だと思う。
- ・市民が参画することは非常に大切なことではあるが、本来の目的・意義を十分に理解せず、「物申す」「ごてる」というような感覚で参画する 人もいる。
- ・大きな目標に向かって本当にやって行かなければならないことは何か、それを常に行政と市民が確認しあえることが必要だと思う。
- ・NPO法人の認識があまりにも乏しい。市民活動ネットワーク作りが必要。宝塚・川西などの支援センターがないので頑張ってほしい。
- ・自分が動くより人を動かす努力が必要だと思う。

問10 最後に、「議員さんと話す会」などがあれば、参加してみたいと思われますか?

	選 択 肢	人数
1	思う	18
2	思わない	4
3	無回答	2



【論点1】

市民参画・協働によって、どういうまちを作りたいのか、市民参画条例を制定する意義を明らかにしよう。

【論点2】

市民参画や協働の理念と基本原則など

- (1)市民参画や協働の理念,あるいは参画・協働するにあたっての基本原則として,どういうことを条例に盛り込むべきだろうか
- (2)情報共有が大切だが,情報共有の理念をどのように定めるか、また,情報共有のための仕組みをどのように盛り込むことができるだろうか

【論点3】

市民の定義、範囲と関係者の責務

【論点3-1】

- (1) 市民参画や協働の主体をどう定めるべきか
 - ア) 「市民」をどう定義すればいいだろうか
 - イ)「市民」の役割をどう考えればいいだろうか、参画・協働する義務まで必要だろうか、
- (2) 市民団体について
 - ア) 自治会,社協,NPOその他の市民団体を,どう定義すればいいだろうか.
 - イ) 市民団体の役割をどう考えればいいだろうか.市民団体と,市行政の関係,あるいは個々の市民との関係をどう定めればいいだろうか.
- (3) 事業者の定義や役割をどう盛り込めばいいだろうか.

【論点3-2】

市(市行政および市議会)の役割・責務について、どのように考えればいいだろうか、

【論点3-3】

- (1) 参画・協働の担い手が相互に連携するために、どのようなことを盛り込めばいいだろうか、
- (2) 市民・市民団体等と市行政のあいだの役割分担と連携を、どう考えたらいいか、どのようなことを盛り込めばいいだろうか、

【論点4】

市民参画の具体的な手法はどうあるべきだろうか

【論点4-1】 全般的なこと

- (1) 具体的な参加手法として、どういうものを定めるべきだろうか
- (2) どのような市の活動を、参加の対象とすべきだろうか
- (3) できるかぎり早い段階からの参加を可能にするために、どうしたらよいか、また、条例にどのようなことを盛り込んだらいいのだろうか、
- (4) 参加した結果がどうなったのかを明らかにするために, どのようなことを盛り込んだらいい のだろうか。
- (5) 市民が参加しやすくするには、どういうことを盛り込んでおいたらいいのだろうか、

【論点4-2】 個々の参加手法に関して

(1) パブリック・コメント手続(市民意見提出手続)

現行の要綱の内容のままでよいか, 改善すべき点はないか.

(2) 審議会等

審議会の委員の構成(公募のあり方なども含め),会議の公開,議事録の公開など,現行の指針の内容のままでよいか,改善すべき点はないか.

(3) 市民政策提案手続

市民政策提案の制度が必要か、その要件や手続はどういうものがよいか

(4) 行政評価への市民参加

行政評価への市民参加として、どういうことを盛り込めばよいか

(5) 住民投票

住民投票は,盛り込む必要があるかどうか

(6) その他

意見交換会、ワークショップ、公聴会、フォーラム、シンポジウム等について, どのように条例に盛り 込めばよいか

【論点5】

条例ができた後のモニタリング(監視・評価)のための仕組みはどうあるべきか

- (1) 審議会などの第三者機関を設置すべきか、その構成や役割をどう考えるべきだろうか.
- (2) 参画·共同を推進するために、「推進計画」や「年次報告」を盛り込むべきだろうか 【論点5-2】

参画・協働を推進していくために,市の体制や組織などを改善する必要はないか.

具体的な改善の提案ができるだろうか、あるいは、条例に盛り込むことができるだろうか、

【論点6】

参画・協働のための基盤づくりや仕組みはどうあるべきか

【論点6-1】

- (1) 参画・協働を推進するため、人づくり、コーディネーターの必要性、中間支援機能の充実強化などが挙がっているが、具体的な提案ができるだろうか、あるいは、条例にどのように盛り込むことができるだろうか
- (2) 「市民等と行政の話し合いの場」とか「市民同士がお互いに話しあう場」をつくることが挙がっているが、具体的な提案ができるだろうか、あるいは、条例にどのように盛り込むことができるだろうか

【論点6-2】

「市と市民等のあいだの協働」や「市民同士の協働」をすすめていくために、どのような仕組みが必要だろうか、また、条例にどのように盛り込むことができるだろうか(参入の機会の確保、拠点の整備、地域担当者制度などが挙がっているが・・・・).

(仮称)市民参画条例策定委員会

論点項目参考資料

この参考資料は、これまでの学習会等で配布した他市の条例やホームページから抜粋したものであり、この他にも多くの参考となる資料がありますので、各自で調べて充実させてください。

【論点1】

市民参画・協働によって、どういうまちを作りたいのか、市民参画条例を制定する意義を明らかにしよう。

(狛江市:前文)

狛江のまちに「新しい風」を! そのような思いをこめて,私たちはこの条例を定めます。

「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。

狛江市においても,既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには,誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として,市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。

今後,より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で,ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています

(宗像市:前文)

このまちで豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは、私たち宗像市民みんなの願いです。

その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは、私たち宗像市民みんなの権利であり、務めでもあります。

まちづくりを自分たちが考え、決定し、行動し、責任を持つ。そんな新たな時代に私たちは生きようとしています。地方分権から地域分権への流れを、宗像らしい住民自治というかたちで実現させることができるか、地域分権の担い手としての私たちの力量が問われる時代でもあります。

いま、私たちはここに「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を定めます。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。そのために必要なルールや仕組みをつくろうとする新しい挑戦でもあります。

私たちはここに掲げた市民参画、協働、コミュニティ活動のいずれも力強く推進しなければなりません。そのために行政と対等の立場で連携し、相互信頼のもとに協力し合うことが求められます。同時に、市民同士が目的を共有しながら結び合うことも大切なことです。

宗像市ではすでに多様なボランティア団体などの活動実績があり、それぞれの分野で役割を担ってきました。新しい手法によるまちづくりの土壌は育ちつつあるといえるでしょう。

折りしも、市町村合併によって新しい宗像市が誕生しました。歴史や文化、地域の特性が異なるもの同士の結びつきは、その違いを認め合い、尊重し合うことによって、より高い成果を手にすることができるはずです。

この条例に魂を入れるためには、私たち市民が自らの責任において発言し、実践することが 肝心です。しなやかに考え、果敢に決め、活発に行動し、確実に責任を持つという自律的な市 民の存在こそが、この条例をまちづくりの新たな起爆剤として活かす鍵であるということです。

市民の日々の暮らしの中に、この条例の理念と手法がしっかりと根づいていくことを願ってやみません。

【論点2】

市民参画や協働の理念と基本原則など

- (1)市民参画や協働の理念,あるいは参画・協働するにあたっての基本原則として,どういうこと を条例に盛り込むべきだろうか
- (2)情報共有が大切だが、情報共有の理念をどのように定めるか、また、情報共有のための仕組みをどのように盛り込むことができるだろうか

(宗像市)

第 3 条

市民参画は、市民等が等しくまちづくりの主人公であり、実施機関が行う意思決定の過程に参画する権利を有し、満 20歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有するものとして推進する。

- 2 協働は、市と市民等又は相互に連携し合った市民等がそれぞれの特性と自律性をもとに役割分担してこれを行うことで相乗効果を生み出し、地域に新たな貢献をすることを目指して推進する.
- 3 コミュニティ活動は、コミュニティが地域住民の自治によるまちづくりの担い手となることを目指して取り組むこととし、その展開は地域住民の自律性と自主性をもとに推進する。

(旭川市)

第3条

市民参加は、協働を基本として、推進されなければならない。

- 2 市民参加は,市民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動を尊重し,推進されなければならない。
- 3 市民参加は,市民の多様な価値観に基づ〈要望等に公正かつ的確に対応することを基本として,推進されなければならない。
- 4 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に保障されなければならない。

(富良野市)

第3条

市は、市が持つ情報は市民のものであるということを基本に、積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有します。

- 2 市は、効率性に配慮しつつ、市民の意見を市の仕事に積極的に反映させます。
- 3 市は、市の仕事の企画立案から決定過程において、その経過、内容及び手続を市 民に分かりやす〈説明します。

第4条

市は、市民参加を推進するため、市が持つ情報を適切な時期に、次の各号のいずれかの方法で市民に分かりやすく提供することにより、情報を共有します。ただし、情報の提供及び共有にあたっては、個人情報の保護に配慮します。

- (1) 市広報誌
- (2) 市ホームページ
- (3) 市民説明会
- (4) 市民講座
- (5) その他必要と認める方法

【論点3】

市民の定義、範囲と関係者の責務

【論点3-1】

- (1) 市民参画や協働の主体をどう定めるべきか
 - ア) 「市民」をどう定義すればいいだろうか
 - イ) 「市民」の役割をどう考えればいいだろうか、参画・協働する義務まで必要だろうか、
- (2) 市民団体について
 - ア) 自治会, 社協, NPOその他の市民団体を, どう定義すればいいだろうか.
 - イ) 市民団体の役割をどう考えればいいだろうか.市民団体と,市行政の関係,あるいは個々の市民との関係をどう定めればいいだろうか.
- (3) 事業者の定義や役割をどう盛り込めばいいだろうか.

【論点3-2】

市(市行政および市議会)の役割・責務について、どのように考えればいいだろうか、

【論点3-3】

- (1) 参画・協働の担い手が相互に連携するために、どのようなことを盛り込めばいいだろうか、
- (2) 市民・市民団体等と市行政のあいだの役割分担と連携を,どう考えたらいいか.どのようなことを盛り込めばいいだろうか.

(宗像市)

第2条

- (1)市民等 次に掲げるものをいう。
- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ウ 市内の学校に在学する者
- エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- オ 当該事案について利害関係を有する者

第4条

市は、前条に定める基本理念に基づき、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施する。

- 2 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するに当たり、情報の共有を図り、様々な機会を創出するよう努める。
- 3 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進の重要性が市民等に浸透するよう、 市民等及び職員に対し、啓発、研修等を実施する。

第 5 条

市民等は、自らの意見と行動に責任を持ち、宗像市全体の利益を考慮しながら、市民参画、協働及びコミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。

第6条

市及び市民等は、それぞれの立場に応じて必要な役割を果たすよう努める。

- 2 市及び市民等は、この条例の目的を達成するために考え、提案し、行動するすべての局面において、対等、平等及び公正でなければならない。
- 3 市及び市民等は、それぞれ人材の育成に努めるとともに、その人材を有効に活用できるよう努める。

(旭川市)

第4条

市は、市民参加を推進するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会の確保に努めなければならない。
- 3 市は,市民参加の方法の調査及び研究に努めなければならない。
- 4 市は,市民が市民参加の意義について理解を深めることができるよう努めなければならない。

第5条

市民は,まちづくりにおける自らの果たすべき責任及び役割を自覚し,市民参加をするよう努めなければならない.

2 市民は,特定の個人又は団体の利益ではなく,旭川市全体の利益を考慮することを基本として,市民参加をするよう努めなければならない。

(和光市)

第3条

市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。 2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません。

第 4 条

市の機関は、市政について市民に積極的に情報を提供し、市民参加を進めるものとします。 2 市の機関は、市政について市民に十分に説明し、市民からの質問や要請に対して誠意を 持って応答しなければなりません。

3 市の機関は、市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行わなければなりません。

第 5 条

議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします。

【論点4】

市民参画の具体的な手法はどうあるべきだろうか

【論点4-1】 全般的なこと

- (1) 具体的な参加手法として、どういうものを定めるべきだろうか
- (2) どのような市の活動を、参加の対象とすべきだろうか
- (3) できるかぎり早い段階からの参加を可能にするために、どうしたらよいか、また、条例にどのようなことを盛り込んだらいいのだろうか、
- (4) 参加した結果がどうなったのかを明らかにするために, どのようなことを盛り込んだらいい のだろうか。
- (5) 市民が参加しやすくするには、どういうことを盛り込んでおいたらいいのだろうか、

【論点4-2】 個々の参加手法に関して

(1) パブリック・コメント手続(市民意見提出手続)

現行の要綱の内容のままでよいか, 改善すべき点はないか.

(2) 審議会等

審議会の委員の構成(公募のあり方なども含め),会議の公開,議事録の公開など,現行の指針の内容のままでよいか,改善すべき点はないか.

(3) 市民政策提案手続

市民政策提案の制度が必要か、その要件や手続はどういうものがよいか

(4) 行政評価への市民参加

行政評価への市民参加として、どういうことを盛り込めばよいか

(5) 住民投票

住民投票は、盛り込む必要があるかどうか

(6) その他

意見交換会、ワークショップ、公聴会、フォーラム、シンポジウム等について、どのように条例に盛り 込めばよいか

(和光市)

第7条

市民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1)市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)
- (2)パブリック・コメント手続(市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)
- (3)公聴会手続(政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続 をいいます。)
- (4)審議会等手続(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの(その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。)を設置し、これに市の機関が諮問等をすることにより意見を求める一連の手続をいいます。)
- (5)前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

- 第8条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行うものとします。
- 2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の 市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。
- 第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項(第6条第2項に該当するものを除きます。)について行うことができます。
- 2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。
- 3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、原則として公表するものとします。

(宗像市)

第 8 条

実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法として、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」という。)のうち1つ以上を実施しなければならない。

- (1) 附属機関等の設置
- (2) 市民意見提出手続
- (3) 市民説明会
- (4) 市民ワークショップ
- 2 実施機関は、複数の市民参画手続を実施したほうがより市民等の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を併用して実施するよう努める。
- 3 実施機関は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないときは、その理由を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努める。

第9条

実施機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、他の附属機関等の委員との重複状況、地域構成等に配慮し、審議に広く市民等の意見が反映されるよう努める。

- 2 実施機関は、原則として附属機関等の委員の一部を公募する。
- 3 実施機関は、附属機関等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表する。
- 4 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
- (1) 審議の内容に非公開情報が含まれているとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき。
- 5 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
- 6 実施機関は、附属機関等の会議の議事録を作成し、非公開情報を除き公表する。

第 10 条

実施機関は、市民意見提出手続により意見を求めるときは、次に掲げる事項をあらかじめ公表する。

- (1) 対象事項の案及び案を理解するための資料
- (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- 2 意見の提出期間は、原則として案などを公表した日から30日以上とする。ただし、実施機関が30日以上の期間を要しないと認めたときは、理由を公表して30日未満とすることができる。

- 3 意見を提出する者は、住所、氏名その他実施機関が必要と認める事項を明記しなければならない。
- 4 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の記録できるものを用いるとともに、 多様な方法により提出することができるようにする。
- 5 実施機関は、市内の主な公共施設での配布又は閲覧、市の広報紙、ホームページ等への掲載等を行い、市民等が対象事項の案、資料等を容易に入手できるように配慮する。

第 11 条

実施機関は、市民説明会を開催するときは市と市民等のみならず、市民等同士の対話により当該対象事項について議論が深まるよう運用上の配慮をする。

- 2 実施機関は、次に掲げる事項を14日以上前に公表する。
- (1) 市民説明会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象となる事案の内容
- 3 実施機関は、参加者が理解を深められるように資料等の充実に努める。
- 4 実施機関は、開催記録を作成し、公表しなければならない。

第 12 条

実施機関は、市民ワークショップを開催するときは幅広く市民等の参加を求め、実施回数、ファシリテータ(参加者の発言を促し、及び持っている力を引き出し、より多くの参加者が議論に参加できるように市民ワークショップを主宰する者をいう。)の選任等に当たってはより効果が得られるよう配慮し、素案の合意形成が図れるよう努める。

2 前条第2項から第4項までの規定は、市民ワークショップを開催する場合の事前の公表等について準用する。

第 15 条

第3条に規定する基本理念に基づいて自ら考え、行動することにより、市民が主体となるまちづくりを推進するため、第25条第1項に規定する投票資格者で、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているもの(以下この節において「提案資格者」という。)は、その500人以上の連署をもって、その代表者から、実施機関に対し、市が処理する事務であって対象事項に係る政策の提案(以下「市民政策提案手続」という。)を行うことができる。

第 16 条

市民政策提案手続をしようとする代表者(以下この節において「代表者」という。)は、市民政策提案手続のための署名を求める前に次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 代表者に関すること。
- (2) 提案 しようとする政策の目的及び内容
- 2 実施機関は、前項の申請があったときは、市民政策提案手続の適正な運用を図るため、代表者が提案資格者であり、かつ、同項第2号の内容が対象事項に該当するかどうかを判断し、決定する
- 3 実施機関は、前項の規定による決定の結果を代表者に通知する。
- 4 実施機関は、第2項の規定による決定の結果、代表者が提案資格者であり、かつ、第1項第2号の内容が対象事項に該当するとしたときは、決定した日の翌日から起算して7日以内に提案しようとする政策の内容を告示しなければならない。
- 5 第 2 項の規定による決定の結果に対して不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立てをすることができる。
- 6 実施機関は、前項の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てについて第45条に規定する宗像市市民参画等推進審議会(以下「推進審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 7 前項の規定により諮問をした実施機関は、不服申立人に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 8 推進審議会は、第6項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して20日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。
- 9 実施機関は、前項の答申を尊重し、その答申を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、不服申立てについて決定をし、その理由を付して不服申立人に通知しなければならない。

第 17 条

前条第2項の規定による決定の結果、代表者が提案資格者であり、かつ、前条第1項第2号の内容が対象事項に該当するとされた代表者(以下「提案代表者」という。)は、同条第1項に規定する事項を記載した書面の写しを付して、提案資格者に対し、規則で定める署名簿(以下「署名簿」という。)に署名し(視覚障害者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)、印を押すことを求めなければならない。

- 2 提案代表者は、提案資格者に委任して、前項の規定により署名し、印を押すことを求めることができる。
- 3 宗像市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は福岡県若しくは宗像市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、規則で定める期間、市民政策提案手続のための署名を求めることができない。
- 4 提案代表者は、署名簿に署名し、印を押した者の数が500人以上の数となったときは、署名簿を選挙管理委員会に提出しなければならない。この場合において、選挙管理委員会は署名簿の提出があった日の翌日から起算して20日以内に審査を行い、署名の効力を決定しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、前項の審査を終えたときは、当該審査を終えた日の翌日から起算して 7日間、署名簿を閲覧に供さなければならない。
- 6 選挙管理委員会は、署名簿の閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 7 署名簿の署名について直接利害関係を有する者で、署名簿の署名について不服があるものは、前項の規定による閲覧期間内に、不服申立てをすることができる。
- 8 選挙管理委員会は、前項の規定による不服申立てがあったときは、不服申立てがあった日の翌日から起算して 14 日以内に、不服申立てについて決定をし、その理由を付して不服申立人に通知しなければならない。
- 9 選挙管理委員会は、第5項の規定による閲覧期間内に不服申立てがなかったとき、又は前項の規定によるすべての不服申立てについての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示し、及び実施機関に通知するとともに、署名簿を提案代表者に返付する。

第 18 条

提案代表者は、提案した政策の目的、内容等について説明し、市民の間において検討、議論等をするため、実施機関に対し市民政策提案市民検討会(以下「市民検討会」という。)の開催を求めることができる。

- 2 実施機関は、市民検討会の開催の請求があったときは、より多くの市民が市民検討会に参加し、市民の間において提案された政策の検討、議論等が深まるよう必要な措置を講ずる。
- 3 実施機関は、提案代表者が市民検討会の開催を求めないときは、提案された政策について意見を求めるため、推進審議会に諮問しなければならない。
- 4 推進審議会は、前項に規定する諮問を受けた日の翌日から起算して 50 日以内に意見を 答申しなければならない。

第 19 条

実施機関は、提案された政策について、提案代表者の意見、市民検討会における検討、議論等(推進審議会を開催した場合にあっては、推進審議会の意見)その他様々な市民の意見を総合的に判断し、提案された政策を実施するかどうかを決定する。

2 実施機関は、前項の規定による結果を提案代表者に通知するとともに、告示し、及び公表する。この場合において、実施しないことを決定したときは、理由を付さなければならない。

3 第 1 項の規定による決定は、第 16 条第 4 項の規定による告示をした日の翌日から起算して原則として 6 月以内に行わなければならない。

第 20 条

市民政策提案手続が適正に運用され、市民参画がより実効性あるようにするため、市民政策提案手続の内容が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に規定する日の翌日から起算して3年間これを行うことができない。

- (1) 既に市民政策提案手続により提案された政策の内容と同じ内容と認められるもの(異なる提案代表者が提案したときも同様とする。) 前条第2項の規定により提案代表者に対し通知した日
- (2) 既に議会において否決されているもの 当該事件に係る議決をした日
- (3) 地方自治法第 119 条の規定により会期中に議決に至らなかったもの 当該事件が議決に至らなかった会期の最終日

第 21 条

実施機関は、市民政策提案手続を行おうとする者に対し、市民政策提案手続を行うに当たり必要と認められる資料、情報等を積極的に提供する。

第 22 条

市政運営に市民の意見を反映させることについては、市民参画の充実を図っていくことを原則とするが、市民参画の充実を図ってもなお市民の意見をより的確に把握し、市政に反映させる必要があると認めるときは、市政運営上の重要事項について、市民及び議会の請求並びに市長の発議により、住民投票を実施することができる。

第 23 条

次条の投票資格者で、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものは、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。この場合において、宗像市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は福岡県若しくは宗像市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、規則で定める期間、請求のための署名を求めることができない。

- 2 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。
- 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。

【論点5】

条例ができた後のモニタリング(監視・評価)のための仕組みはどうあるべきか

- (1) 審議会などの第三者機関を設置すべきか、その構成や役割をどう考えるべきだろうか、
- (2) 参画·共同を推進するために、「推進計画」や「年次報告」を盛り込むべきだろうか 【論点5-2】

参画・協働を推進していくために,市の体制や組織などを改善する必要はないか. 具体的な改善の提案ができるだろうか.あるいは,条例に盛り込むことができるだろうか.

(石狩市)

第28条

次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(旭川市)

第15条

本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議させるため,旭川市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

第16条

推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民参加の推進状況に対する総合的評価
- (2) 市民参加の方法の研究及び改善
- (3) この条例の見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか,市民参加に関する基本的事項
- 2 推進会議は,市民参加の推進に係る事項について,市長に意見を述べることができる。

第17条

推進会議は,次に掲げる者のうちから,市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し,又は通勤し,若しくは通学する者であって,市長が行う公募に応じた者
- 2 前項第3号に掲げる委員の数は,委員総数の5割以上となるよう努めるものとする。
- 3 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないよう努めるものとする。
- 4 委員の任期は,2年とする。ただし,補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。
- 5 委員は,再任されることができる。

(和光市)

第 17 条

市長は、毎年度1回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとします。

【論点6】

参画・協働のための基盤づくりや仕組みはどうあるべきか

【論点6-1】

- (1) 参画・協働を推進するため、人づくり、コーディネーターの必要性、中間支援機能の充実強化などが挙がっているが、具体的な提案ができるだろうか、あるいは、条例にどのように盛り込むことができるだろうか
- (2) 「市民等と行政の話し合いの場」とか「市民同士がお互いに話しあう場」をつくることが挙がっているが、具体的な提案ができるだろうか、あるいは、条例にどのように盛り込むことができるだろうか

【論点6-2】

「市と市民等のあいだの協働」や「市民同士の協働」をすすめていくために、どのような仕組みが必要だろうか、また、条例にどのように盛り込むことができるだろうか(参入の機会の確保、拠点の整備、地域担当者制度などが挙がっているが・・・・).

(狛江市)

第24条

市は,市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため,予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。

第25条

市は,市民公益活動を行う団体が,活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

第26条

市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

第27条

市は,市民公益活動を行う団体に対し,その専門性,地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について,参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

第28条

前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

- 2 前項の団体は,あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して,その登録を受けなければならない。
- (1)次に掲げる内容が明記された規約又は会則
- イ 設置目的
- ロ 団体の名称
- 八 市民公益活動の内容
- 二 事業所又は活動拠点の所在地
- ホ 役員及び会員に関する事項
- へ 会計に関する事項
- ト その他団体の運営に関する事項
- (2)役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿
- (3)会員の人数
- 3 市長は,前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し,下記のいずれかの条件を満たすと認め

たときは, 当該団体を登録するものとする。

- (1)団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。
- (2)団体の事務所,活動拠点が狛江市内にあること。
- (3)団体の活動範囲に狛江市を含むこと。
- 4 前項の規定により登録をされた団体は、第2項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 5 市長は、第3項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
- (1)市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。
- (2)偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3)第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

第29条

市長は、前条第2項若しくは第4項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

(宗像市)

第 29 条

協働で行うものは、企画立案、実施及び評価の過程において、次に掲げる事項を原則として協働を行い、協働の効果を高めるようにする。

- (1) 情報を共有し、透明性の確保を図ること。
- (2) 説明責任を果たすこと。
- (3) 対等の立場に立ち、互いに理解しながら、目的を共有すること。
- (4) 互いの自主性及び特性を尊重し合うこと。
- (5) それぞれが自覚と責任を持ちながら、協力し、連携すること。

第 30 条

市は、市民等が協働の拠点づくりをすすめるときは、様々な協働がより進むよう必要な措置を講ずる。

第 31 条

市及び市民公益活動団体は、行政サービスの協働を行うよう努める。

2 行政サービスの協働を行うに当たっては、より多くの分野において行政サービスの協働が行われるよう、市及び市民公益活動団体は互いに連携し、理解を深めながら、行政サービスの協働の分野の拡大及び創出に努める。

第 32 条

市民公益活動団体が市と行政サービスの協働を行おうとするときは、次に掲げる書面を添付し、規則で定める申請書を市長に提出して、登録しなければならない。

- (1) 定款、規約又は会則(以下「定款等」という。)
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書面
- 2 定款等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 設置目的
- (2) 団体の名称及び代表者の氏名
- (3) 事務所又は活動の拠点の所在地
- (4) 市民公益活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。)
- (5) 役員及び会員に関する事項
- (6) 会計に関する事項
- 3 市長は、第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めたときは、当該団体 を登録し、その申請の内容について公開する。

- 4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、登録の内容に変更があったとき、又は 当該団体が解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。
- (1) 第2条第9号アから工までに掲げる活動を行ったとき。
- (2) 第1項の申請又は前項の届出について虚偽の事実があったとき。
- (3) 規則で定める定数を充足することができなくなったとき。

第 33 条

前条第3項の規定により登録された市民公益活動団体が行政サービスの協働を行ったときは、当該行政サービスの協働を終えた後、速やかに事業報告書その他市長が必要と認める書面を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の提出があったときは、事業報告書その他市長が必要と認める書面を公開する。
- 第 34 条 市民公益活動団体は、市と協働を行うことにより、当該事業の効果をより高めることができると考えられる事業について、協働事業の提案を行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定により提案を受けたときは、必要に応じ、推進審議会の意見を求め、 その意見を考慮し、提案された事業を協働して行うかどうかを決定する。
- 3 市長は、前項の規定により決定した結果を代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

第 35 条

市は、市民活動を行う市民等が希望する場合は、市民等が自主的に行う市民活動をまちづくりに活かし、その進展及び拡充を支援するよう努める。

- 2 市民等は、市民活動を行う市民等が希望する場合は、情報、人材、資金等に関して積極的かつ友好的に協力し、連携するよう努める。
- 3 市及び市民等は、市民活動を行う市民等の自主性や特性を尊重することとする。

(仮称)市民参画条例策定委員会 市民参画条例に関する意見(抜粋)

(仮称)市民参画条例策定委員会

市民参画条例に関する意見(抜粋)

これまでのグループ会議での議論の中から市民参画・協働に関係がありそうな論点を適宜抜粋したものです。

- < 意見交換会 > H18.7.31~H18.8.5 開催
- <第1回> H18.9.4~H18.9.9 開催
- <第2回> H18.10.3~H18.10.9 開催
- <第3回> H18.11.4~H18.11.10 開催
- <第4回> H18.12.4~H18.12.9 開催

理念·総論

<意見交換>

今の時代『市民力』が大切ではないか。

市民の力と行政がうま〈マッチングしていければいい。多〈の力を結集できればいい。

ルールづくりと組織化が必要である。それぞれのルールを明確にし、担う役割を明確にすれば自然と物事は良い方向へ進むのではないか。国や市、そして市民、それぞれの役割をはっきりさせるべきである。

市民と活動団体と事業主この3者が市政の主人公であるとした理念を曲げてはいけない。

<第1回>

市民とはどういう定義をしますか。市民という意味を知っていないといけない。市民というのはどの範囲まで。

NPOをどう取り扱うか。各市の条例にも市民として入れているところもあります。

法人格を持った団体をどう取り扱うか。株式会社も事業主、商店も事業主。だけど、法人格というのは範囲が広い。宗教法人、学校法人、財団法人など一杯ありますね。そういう法人格を持ったものをどう扱うか。市民として扱うのかどうか。

西宮市が抱えている問題とか市民参画あるいは市民自治の基本的な姿勢を盛り込む。

二つ目のハードルは市議会の役割に市民がどう関わるかという問題点。これを条例の中に盛り込むかどうか。市民参入の問題。というのは、市民のイニシアチブによる条例制定ですから、改廃請求、住民投票の導入は当たり前のこと。

今西宮市としては何が足らないのか、どうした思いがあるのか。

まず問題点から何が必要かを出して、それに対して市がやらなければいけないこと、市民がやらなければいけないこと事業者がやらなければいけないこと、それぞれ役割をふるのです。

市民の声を選挙で選ばれている議員がもっと広く聞かないと。

活動報告を、きっちりと市民に向けて発信するというのは最低の義務だと思います。それを全くしていないという議員が一杯いる。

市民参画と協働の大きな柱の一つで、情報の共有化というのがあると思うのです。

行政は朝から清掃車を走らせる。市民は窓に花を飾るとか音を立てないとかそうしたことをいろいろする。そうした条例に書けない市民運動を取り込めればいいと思う。

<第2回>

みなさん住んでおられるから分からないと思うが、緑、海がある。道路は整備されている。第3者が見ても勝ち組のまちだと思う、お金持ちが多い。知識人が多い、学校も沢山ある、大学も多い、スポーツ施設もある、交通の便もどっち行〈(大阪、神戸)にも便利。気候は温暖。活力でいったら大震災からこれだけ立ち直った。ここに住んでいる人は、これだけの短時間で、これだけのまちづ〈りが出来たというのは、やっぱりここにいる人のバイタリティー。

住みよいまちづくり、住みやすいまちづくりというのは住みたいまちづくり

NPOとか地域団体というようなものが市民として認められるのか。また、そういう団体をどうやって条例の中に盛り込むのか。

自分が住んでいるまちに対する愛着であるとか意識というものが子どもから含めてもう一度見直さないといけないのではないかと思う。その中には、自分のまちに対する愛着であったり、居心地が良いまちであったり、環境であったり。それがシティーブランドとして自分のまちをもう一度見直すというような話。

市民参画においても国や県との関わりも考えていく必要があるのではないでしょうか。

市がどこまでするか、市民が何をフォローするかといった約束事をきめないといけない。

公とはこれからどうあるべきか、また地域や市民、事業所はどうあるべきか、地域の中で市民がやるべきことは何か、この役割が明らかになれば、それが市民参画条例かなと思う。

問題点に対してどうあるべきか?あるべき姿も確定しなければならない。そのあるべき姿に対してどう 進めていくのか決めていったらいいのではないか。で、仕組みをつくっていくのですよ。仕組みづくりに あたって市や市民や事業者、構成要素はそれぐらいと思うのですが、それぞれの担うべき役割を明確 にすればいいのではないか。

市はどうあるべきなのか、事業者はどうあるべきか、それから市民はどうあるべきかということを意識することが大事なステップでないかなと思いました。

自治会とか社協とかNPOとかいろいろありますが、これらの団体はどういうような位置づけになってい 〈のかなと思う。

なんでも行政にして〈れというのではな〈て、市民もしなさいよと。そういうようなことを意識付けるような 条例にしな〈ていけない。

どうしたら市民参画できるのですか。行政はどうすれば協働してくれるのですかと。

自分が住んでいるまちに対する愛着であるとか意識というものが子どもから含めてもう一度見直さないといけないのではないかと思う。

行政にしてみれば市民の定義とはというのはあると思いますが、市民から広〈意見を募集しますよという市政にはずいぶんなってきたとは思う。

<第3回>

「住民の幸福の増進」、「満足度をどのように高めたらいいか」、「自分たちで住みよいまちにするにはどうしたらいいか」とここに焦点が絞られている。これはどの地域でも、地区でもやっぱりそこになると

思う。

行政と既存の住民組織あるいは新たな市民活動団体の3者がどうパートナーシップをとって協働していくのか、そのあり方というのを探って行きたい。

これからの新しい機能というか役割をどういうところに求めるのか。どういう団体・組織にそれがあるのかというのをきちんとジャッジしてもらってそういうところがそこに収まらないと行政と民間、NPOと行政、NPO同士などの交通整理というのはできない。

NPOの位置づけは、市民参画条例のどこかで書いておかないと

行政にやれと言うのではなくて、ここ(地域)がきっちりやった上で、行政やと思う。

地域によって考えていかないといけない。課題があり、問題があり、良い点、悪い点、違いがある。

僕は議会があるんやからちゃんと機能させなあかんと思う。

市民参画の自分ができる役割をしないといけない。

公共的なものと私的なものとの関係をどう整理するかという話も必要

<第4回>

参加というのはそこに入って意思決定の場は一切無い。参画となれば、その中に入って決定に携わる プロセスに携われる。

岸和田市は転入者というのは非常に少ない。昔からいた人が市の人口のたいていを占めている。文化の継承がし易い土壌であったという背景があった。そこを押えなければいけない。西宮市の場合はご存知のようにこの十年で何万人も増えている市ですから、そこのような話を持っていったら、これちょっと反発が大きいと思います。多様な考え方があるという世界というか文化。多様な文化を認めましょうと、マイノリティー、少数の人の意見も尊重しましょうと。西宮市のこれまでの行政のスタンスですが、市民のスタンスとも一致しているのですが、国際交流協会というのがあって、海外との交流も盛んですし、西宮市の場合外国人の人口比率もわりあい高い。そういったところも認めていく社会でありたいねということは西宮市の文化のよさじゃないかと思う。多様な文化を認める社会でありたいねと。

郷土愛というあたりは確かに岸和田と違って、うたいにくいかもしれない。多様性という言い方をしているほうがいいかもしれない。

学習活動の盛んなまちというのも特色ですよね。かなり文化として根付きつつある。

自分が年を取ったときに、自分が住みやすい環境をつくるためには、自分が動かなければ。人様にしてもらおうとかはそれは間違っている。自分が気持ちよく過ごすために、自分が今やっている。人のことなんてはっきり言って考えていない。そう思わないと。そういう意識が、もっと気持ちよく暮らしたいなら自分で動きなさいよって思う。

参画手法・メニュー

<意見交換>

もっと簡単に意見を出せるような方法をこの市民参画条例に入れていけばいい。市民が、審議会での 審査のように気楽に意見が言えるようにして、どんどん市民の知恵が上げられるような方法を盛り込 んだ市民参画条例にしたい。

会社では提案制度というものがある。提案制度で、提案を出して、その結果を採用、不採用を決める。 採用した結果、例えば、コストがいくらか下がった場合に、何%というように奨励金が出たりする。

<第1回>

私が環境問題をやるのではなくそれを市民にどう繋げていくかが役割であるとおぼろげながらわかってきた。環境問題をするのではなく、それをどう市が受け入れられるかのシステムづくりが私たちの役目ではないかなと思います。

例えば、市民投票で決められるシステムというのは、どうなんでしょうね。

コミュニティ活動のことも書かれているし、委員会を設置するということも書かれている。これは条例が 出来た後も、ちゃんとできているかどうかも確認していく組織ですね。作りっぱなしではないということ ですね。

<第2回>

公とはこれからどうあるべきか、また地域や市民、事業所はどうあるべきか、地域の中で市民がやるべきことは何か、この役割が明らかになれば、それが市民参画条例かなと思う。

行政を見ていて、話し合いをして決めましょうかと言えば、右も左もおって話がまとまらないから自分とこでやりますよと持ってこないと。それでも反対するでしょう。決まってから持って〈るなと言っています。一緒に考えよう。

行政に話をしてもらって何でも反対や、と言っていたら話は進まない。行政も反対と言われるのは持ってこない。こちらも話が出来るような体制にしないとポプラを切ったら反対、何かしたら反対、煙を出せば公害やと言っていたら何もできない。話し合いの場をつくるのも僕らの役目でないかなと思う。

行政が、情報を隠蔽していたら我々がいくら頑張ってもやれる仕事に限りがある。

多くの市民はパブリックコメントがあったことすら知らない。たまたま興味を持っている人は知りますけれども、1ヶ月では市が3年もかけて作った計画に太刀打ちできない。残念なことに。計画段階からアナウンスしていくべき。そうすれば、プロセスの段階から知ることが出来てパブリックコメントに意見が出せる。

大事なことはもちろん住民投票ということはやむを得ないと思う。それで賛否多いほうでということになるでしょうね。ですから、コネクションがあって声が大きい人の意見が通るとかではなくて、真に考えて客観性を持ってどうやって意見を聞くのか。一つは住民投票でもあるし、あるいは評価委員会というのもあるかもしれない。

地域のことを行うのに行政でなく市民の意識が反映するのがひとつのゴールであると思う。

解決する仕組みがおかしい、行政にまかせているのはおかしいとなっており、良くしていくにはどういった仕組みが必要かの議論になっている。

問題点について解決するためのルールづくりをして、後はルールに基づき組織化し各自の役割を明確にして進めていけば、事は少しでも良くなっていくのではないか。

市民の声が、政策に活かせるような仕組みを考えないといけない。

みんなでやらないといけないんだということに対しては、なかなか盛り上がらない。そういう意識をどう やって高めていくのかと思う。

市民にちゃんとやらないとこのまちは安全で安心して住めないよというような意識を持たさないといけないのではと思う。

各地域の課題が吸い上げられていないのではないかと思う。地域のコミュニティの中ではおそら〈吸いあげられていると思うのですが、それをグローバルに見られる方が市にいないように思う。

市民が意見を言う仕組みがないですからね。

どこに情報を乗せればどこに行くかとか。どこに言えば、どこに通じているか。その結果どうなるのか。 そういうルート作りというかシステムづくりが根幹かなと思います。

具体的な参画をする前段階。つまり市民と行政との関わり合いの理念というのが、根本的にはっきりしていない。事務局からもらった資料では意見提出手続というがあってそれがいろいろな分野で活かされているように見えるけれども、結局あれは、市民の総意というか市民が参画するというようなことが不明確。

<第3回>

今の自治会やNPOというものを見ながら、政策提言とかできていくような市民力に高めるために、まぁ、今も力はあるのですが、そこを上手になっていくためにはどういう仕組みを作ったらいいか。

自治会も一つのチャネルです。NPOも一つのチャネルです。ただし、この新しい市民参画条例ができることによって、一つの約束事として、私たちは、今までの一方的に行政に何かをお願いするのではなくて、行政と一緒に考える、地域としてやらないといけないことはこうだということの認識を持って、いろいろなチャネルをつくりましょう、それでそこで一つのパイプができる。そこから上がってきたものは、行政だったら行政はしっかりと受け止めて、施策の中に反映させていくし、政策をつくるときに、住民を呼んでやりましょうというような仕組みを作る。

計画の段階から市民がかかわっていく仕組みをつくらないといけない。

宗像市のフローチャートには感心した。あれは計画の段階から市民が参画するひとつの手法である。 ちょっとおおげさかもしれないが、市民相談課のように個々に持ち込むものとは別にああいうものがあってもいいのではないか。500 人集めればとなっていたが、自治会単位であれば、50 人、100 人は集めれますよね。

市に話をすると、市は予算をつけて、さあしようかとなったときに近くの人が反対した。結局出来なかった。コミュニケーション不足とかがあった。みんなで一緒に入っていく意識を持ってもらうのが市民参画ではないか。みんなでいいことも悪いことも勉強していくことが将来のためになる。

NPOや社協や各代表が集まって話し合う場をつくらんとあかんのと違うか。市民みんなで話をする、 行政が勝手に主導するのではなく、みんなで問題点を考えるそういうようなことも僕らが出来る範囲で レールをつくらないといけないいのではないでしょうか。

市民に対してどういう広報をしましたかと聞くと、インターネットで流しましたと。インターネットを見ている市民なんてほとんどいませんよ。

もっと前の段階から、計画の段階から市民が入っていけるようなシステムが無いとやっぱりいけないと 思う。

99%決まったものに対して意見を言うのではなくて、もっと前段で住民の意向とかそこに住んでいる人たちのコンセンサスを取るとか、逆に行政のこうやりたいと思うけどどう思いますかというのを入念にやったほうが、本当の協働と参画というか、そういう部分をもっと強化しないといくら意見提出手続がありますよとか、例えば住民投票がありますよとか言っても、形式はあるけれども、結局意味が無い。反対、反対ということで、反対していれば良い条件を出してくるからとりあえず反対しておこうみたいな今までのようなやり方ではあかん。逆に提案するくらいの、要するに住民側から提案するくらい、行政からの提案を受けるだけでなくて、住民がこうしたほうがいいとかそういうことをやっていかないと本来

の協働とか参画にはならない。逆提案するとか。ただ、そうすると住民だけではできない。専門家ではないから。そう考えると住民側にも専門集団を、例えば、コンサルとかNPOとかの専門集団にサポートしてもらって、それを活用するとか。そういう人たちを行政もサポートしますよというふうになってくると、三者がうまくいく。

もっとフランクに提案ができるようにしないと市民参画型行政にはならないと思う。

基本的には、各地域の声をどう考えていくかということは一番大きな問題だと思うのです。条例は作ったけど、どう声を吸い上げていくのかを考えていかないといけない。

新しく出来た国の法律に基づいて、実際に西宮市でもこういう問題があるから、それを苦情としてではなくて、新しい提案として持って行こうとしたら、相談する場所が無い。

行政と提案者が一つになって最後まで持ち上がっていくような形を考えないと。

自治会の会員とかからの要望とか意見というようなものをどのように吸い上げていくのか、また、行政の方から自治会に対してお願い事項があればそれをコミットするところをこれから考えていかないといけないように思う。

政策をつくるときに、住民を呼んでやりましょうというような仕組みを作る。

条例をつくるということは、いかに市民の声を行政に反映するか、団体をいかに行政の活用の中に組 み入れるか

市民の意見を計画段階から吸収するにはどうすればいいか。

西宮の中のことにもっと入っていけることが市民参画なら、そうするにはどうするかの話になる。みんなが入っていける道をつけないといけない。

市政全体に関わる市民の提案を受けるところが必要

NPOの団体を登録して選別をする。

市民政策提案手続きとかあったじゃないですか、政策提案手続きとか。あれなんかも、(提案する)人数とかも少なくすればコストがかかるし、人数を多くすれば提案しにくくなる。

参加しやすい環境をどう作るかというのも大事なこと。

もっと大掛かりな公共事業とか長期的な計画とかについては、市民だって行政が計画を決めるまでに 意見を述べるというか話し合いの場が欲しい。

住民協議の場というものは、ある程度、約束事として保障してもらわないとまちはめちゃくちゃになる。 コミュニティをしっかり醸成させていくような仕組みも一方でやっていかないといくら言ってもあかんと思う。

条例は作ったけど、どう声を吸い上げていくのかを考えていかないといけない。

市民の声を吸い上げられますよということがシステムマチックに整っていけば、苦情だけじゃ無しに、 それをセクションに分けて下ろしていって、事業として進んでいけると思う。

パブリックコメントの段階では計画がほとんど出来ていますよね。その前から関わりたい。

市民側から見たときに、こっちでもあっちでも同じようなことをしているから一緒にやったらいいのでは というようなことをきっちり言えるというのが大事

<第4回>

公正であるかどうか。結果としての評価制度。外部団体、外部監査機関による評価、あるいは監査。外部機関による監査、これはきっちり入れておきたい。市民が評価に参画できる仕組み

まちづくりの中で、開発に関して市と業者と住民とが協議できる場を設けるようなシステムというか、それを確立してほしい。

公募して出てきている委員さんでも、本当に分かって出てきているかはどこの審議会でもありますよ。 いくら公募したって、応募がない。

そもそも募集していること自体知らない。

興味を皆が持ったら応募は増えるわけでしょ。結局は、市民がなっていないということ。市民がそういうことに興味を持っていないから。それで行政をああだこうだと言ったらあかん。まずは市民がもっと自 覚を持って、市政ニュースでも読んでということがあればいい。

審議会の形骸化とかさっき言われたように、参画条例の必要性とかはたぶん基本になると思う。 住民投票にかけなあかんような事柄が本当にあるんかなと思う。

協働

<意見交換>

住み良いまちをつくっていくには行政だけでも、市民活動だけでも限界があり、うまくパートナーシップ を築き、どう進めていくか常々考えている。

自分たちの地域をこうしていきたい、こういうコミュニティを作って行きたいということを求めて、手を挙げたエリアの想いが叶うようにしないと。自分たちで考えて実行できる仕組みをつくることで、それぞれの地域がオリジナルなモデルを作ることが出来る。

NPOがあったり、地域でボランティア活動をしているような任意の団体があったり、自治会であったりすると思うが、それぞれが、個々の目的で、バラバラにやっている。例えば、防犯は誰がやるのかといったら、皆がやっている。そういう無駄もある。連携をして、無駄を省いてお金などを合理的に使う。地域の人たちが同じような目的を持って動くように力を集める。

<第1回>

地域の活動をコーディネートするコーディネーターという人が、西宮にはいない。大阪市だったと思うけれど、各地域に地域コーディネーターを作ったというのを昨日聞いた。だから、地域の各団体の連絡を密にしてという活動とかをコーディネートするという人を各小学校区に作って、研修は市がしっかりやったらしい。

西宮市って、一つ一つの団体は一生懸命活動しているけれども、それをコーディネートすることができていない。力をもっとうまく合せられないかと思う。

各地域のリーダーをもっと育てないといけないし、頭をもっと変えないといけない。

市民をいかに参画させるか、市民運動をいかに起こさせるかというも問題ともう一つ行政に協働してもらう。市民が協働するのでなしに行政に協働してもらいたいという意見がNPOとかボランティアから要求がものすご〈多いという話をきいた。

NPO法人をどう考えるか。これを参画条例に入れるかどうか。

仕事の関係で西宮市さんと接する機会が多く、企業の側として何か出来ればいいなと思い参加させて いただきました。

個人の力でなしに企業は組織の力がありますので、組織の力を使って大きなことが出来ると思うのですが、我々にとっては何か企業として活きる道を、地域のことをして役立てることはないのかと思い考

えていますので今回参加させてもらいました。

市民参画条例というのは、皆が参加してコミュニティを活性化するということですよね。

西宮市の中で団塊の世代向けの地域リーダー養成講座みたいものを、今、県の生活創造センターで やっているが、それをやればいい。

市民運動をいかに起こさせるかというも問題ともう一つ行政に協働してもらう。市民が協働するのでな しに行政に協働してもらいたいという意見がNPOとかボランティアから要求がものすご〈多いという話 をきいた。

<第2回>

グリーンベルトとして植樹しているが、後の手入れをしたり、害虫の駆除をしたりといったことはどうなっていますか。これが全て市の責任になれば、あちこちからリクエストが出てくる。地元の人は勝手に剪定してはいけない、害虫駆除をしてはいけない、これっておかしいのではないかといった意見が出ている。市がどこまでするか、市民が何をフォローするかといった約束事をきめないといけない。

地域にも情報の開示というのが必要だと思うのです。それこそ、こういうことで話し合いますから興味や関心がある人は来て〈ださいと。自治会だけでするのではな〈て。例えば掲示板に貼って、パブリックコメントではないですけれども、いろいろな人の意見を聞〈ようにしないと。

地域で何をしたらいいかを自分達で考えるような意識変化が必要。

より効率的で市民のニーズを通して限られた予算の中で市民の満足度を充足させるような条例にしていかないそのためには、骨を折らないといけない。そういうことも市民に義務付けるようなことも必要かなと思う。なんでも行政にして〈れというのではな〈て、市民もしなさいよと。そういうようなことを意識付けるような条例にしな〈ていけない。

市民が参画したいが、管轄が県や国であり市ではない。「自分たちの安全等を守る窓口が一番身近な市に無いのはおかしいのではないか」というのが1点。「同じことをするのにNPOがあったりシルバーがあったりしてそれぞれの目的で動いている。いかにそうした団体が交わっていけるかが必要ですよね」と言ったところぐらいだと思います。

これまであった自治会といった機能が失われている半面でこうしたNPOの活動が生まれている。それを上手〈協働させてい〈ことが市民の間での協働になると思う。そうしたことも視野に入れた条例が市民の責任感を高めていけるのではないでしょうか。

地域で解決していかなければいけないことの約束事ができないとどこかに責任を持っていく形ではいけない。

今行政が考えていることなどがどういう方法で地域に伝わっているのかまた、地域からはどう上がっているのか、組織は機能しているのか。その中で自治会は何か。これからの時代、市民参画条例を作る上で、行政から市民、市民から行政という仕組みで何が理想なのか考えていくのもいいのではないか。

行政が地域への期待に地域がどう受け止めるか。地域の考えを市にどう持ち込むか、そうした基本的な考えしか盛り込むことはできないのではないかと思う。

自治会はどうなっていくのか、あるいはそうしたグループとの関わり、また市がどう関わるのかの全体像を見ていくことで市民参画条例にどう活かしていけるのかを考えていこうとなったと思います地域で何をしたらいいかを自分達で考えるような意識変化が必要。

市民のほうが変わらないといけないと思うけれども、行政も市民を抱きこむようにしないといけない。 自治会の活動をしているが、問題が発生したときにどこに言えばいいかわからない。

参画というものは言うだけでなく、ともに働くことも必要である。

資源回収をして市が補助金を出すのであれば、その補助金の使い方まで、市が指導すべきだと思う。 町内の環境改善のためにその補助金を使いなさいというようにしないと。

行政が手をひいて、市民にやってもらおうとするためには、絶対に人づくりが必要。

アイデア、コーディネートしてくのがこれからの行政

私は、今回の市民参画条例は、市民が主体的に何かをやっていくものだと思う。

地域に根ざしたボランティアコーデネーターみたいなのが各地域にできて、どんどん広がっていって、 いろいろなところにコミュニティカフェができるとかね。

<第3回>

市民は何かまちづくりとか環境問題などに取り組んで行こうとするときに、行政と協働して何かをしていきたいという場合に、どこに働きかけたらいいのか分からない。

行政側が市民と何か協働して行こうとするときに、今までは自治会を通して話を持っていくことが常だったように思います。しかしながら、その場合の自治会というものが、現状では組織率が低下していたりとか、あるいは一部の方に負担が偏っていたりということで、一部の市民に仕事が偏ったり、あるいは、市民の声を代弁しきれていなかったりというような意見があって、地域課題がいろいろと出てきました。

既存の組織には含まれない新しい組織のグループとかNPOといった活動も出てきて活発になってきているけれども、市とNPOとの連携というのも現状で十分に果たしているのかというところもわからない。

行政と協働して何かをしていきたいという場合に、どこに働きかけたらいいのか分からない。

今までの一方的に行政に何かをお願いするのではなくて、行政と一緒に考える、地域としてやらない といけないことはこうだということの認識を持って、いろいろなチャネルをつくりましょう

地域に対してサポートするというような制度がないんですよ。

行政からの提案を受けるだけでなくて、住民がこうしたほうがいいとかそういうことをやっていかないと本来の協働とか参画にはならない。

市のほうでも窓口をきっちりとして、自治会に対応するようなセクションがあったら幸いに思う。

<第4回>

市の地域の担当者というのは要るのかなと。

市の意見を吸い上げる人というか市の方針がこのようになっているということを伝える担当者がいるんじゃないかと思う。

行政として地域に頑張ってもらったほうがトータルのコストが下がるというようになってきたら、今はどちらかというと全部本庁でいるいるやっていまっせと、市民サービスを。その中でトータルのコストというのが出てくるから、それで例えば支所で物事が片付くようになって住民が自分たちでいるいろなことをやっていけるようになっていけば全体が下がる。コストとしてもさがって、なおかつ住民は喜んでいるというようになれば

市民サービスって例えば、公園の清掃でもそうやし、ちょっとしたことでも今までやったら行政が全部 賄うわけやんか。それが例えばお金がなくなってきました、今まで月に1回やっていたけど、半年に1回しかできませんと。それはお金がないからしょうがないですねと。荒れ放題にしておきまっせというと、地域住民は困るわけやんか。いや、なんとかしてよとなってくると、それやったら住民さんでやってくださいと、それに対する対価を少し払いましょうと。それで住民は頑張ってやりましょうとなって、きれいになって

ベースとなるサービスはやらなあかんねんけど、プラスアルファのサービス、いろいろあるねんけど。それに差をつけていくと、なんでうちの地域だけとなって、例えば、それをオープンにするとか。こういう地域はこういうことやってこうなっていますよとかね。そうすることによって、やっぱりうちの地域もやらなあかんのちゃうのとなる。

ベースとなるサービスはやらなあかんねんけど、プラスアルファのサービス、いろいろあるねんけど。それに差をつけていくと、なんでうちの地域だけとなって、例えば、それをオープンにするとか。こういう地域はこういうことやってこうなっていますよとかね。そうすることによって、やっぱりうちの地域もやらなあかんのちゃうのとなる。

参画という面で、参画をしたいという人が少しながらでも増えているということを考えた場合には、さっきの前提の話やけど、やっぱりできるだけ参画できるチャンスを設けないといけないというのと、できるだけ意見を聞いて市政に反映させていくということも必要。(岸和田市自治基本条例)これに書かれている参画の手法というには、パブリックコメント。でもその前の段階。この前も議論になっていたけど、その前の段階。要するに政策になる前にもうちょっと揉むとかね。ワークショップでもやって。そういうようなものはやっぱり必要やから。そこの辺りのことは自治基本条例の中には無いなと思った。良いなと思ったのは地区市民協議会。

習志野市がね、もっと進んでいる。市の職員が地域に張り付いて、予算まで、地区予算要望と言って、 地区担当職員がいてやっている。

その他

<意見交換>

お金がないなら知恵や労力などで何かできないか。そうした市民参画が必要ではないか。

<第1回>

西宮市の問題というのはいったいなんだろうという中心となる問題点のピックアップが必要。

検察庁及び警察などと協議して罰則規定をどのように設定するか。

専門水準と政策水準の高い市民が議会討議に参加する方法が出来てくる。

西宮市としての条例をつくるに当たって西宮市が抱えている問題点とか、各委員が考えているような問題点を、具体的な問題を並べていく必要があると思う。

市のほうから、今回、条例策定をするに当たって、どういうような気持ちを持って市民に持ちかけてきたのか聞いてみたい。

私は、他市の一番いいものをベースにして、良い部分はそのまま使わしてもらい、また、いらないものは省いていけばいい。

西宮市民の中にはいろいろな人がいる。学歴も大学を出られた方もいるし、高校を出られた方など、

いろいろな方がいる。また、人によって人生経験もそれぞれ違う。そういったものをお互いに持ち寄って、その中で、市民の皆さんが参画できるようなやさしい条例を作っていくと。

今の制度の中で、困っていることとかを出してもらいたい。それを条例である程度クリアできないかなと。

西宮市の問題点を具体的に洗い出して、その問題点を検討し、一体何が問題なのかを具体的なものから抽象的なものに積み上げていって理念を出し、次にそれを改善する手段を探ることにより参画条例が具体化してくると思う。

西宮市が抱える問題を絞って議論して積み上げていけば色んなことが出てくる。

市民参画ですから僕らも参画していますが、他の市民の方の意見ももらえるようにしないと、自分達だけで市民についてこいではちょっと無理だと思う。市民の人にどれだけ支援してもらえるかが大事だから、もうちょっとキャパシティーを大きく持ち皆さんにわかってもらえるようなことをやっていかないといけないと思います。

何が問題でそれを解決するためには何をせないけないか、それを洗い出さないと我々が何をしなければいけないかは見えない。市民が出来る事の提案を市にすればいいと思うのです。

市民の声を選挙で選ばれている議員がもっと広く聞かないと。

市民の意識を高めるような条例にしないと。

条例の理念というものの話をまずしていかないと次にいかないので。どういう条例を我々は作っていくのかという話と、理念的なところを各グループで意見を出していくと、大体は似たようなものが出てくるかなと思います。

西宮とよ〈似たところで、先進的なことをやっていることがあればよその事例も参考になると思う。

<第2回>

グループ会議は西宮市のいいところ悪いところを具体的に議論していく

自治会が必要か必要でないかの議論は、本当は必要であると思う。 問題は自治会がどうすれば生まれ変わるか?

地域住民を巻き込んでいくには自治会を取りあげるのはおかしくない。

これから市民参画条例をつくっていくわけですが、もっとも配慮しなければいけないのは、西宮の特色 を組み入れたものでないと意味がない。

特色というか西宮が誇れることが今はもう少なくなってきた。西宮って何かな。

今の現状を聞いて、その中から、西宮市が一番大事にしていかないといけないようなことが見えて〈るのではないかと。

西宮市にはたくさんの審議会があるのだから、本来なら市民は参画している。しているけれども、市民 に参画しているという意識がない。なぜ、その意識がないのかが問題かなと思う。

やらないところは、どんどん悪くなりますよと。そうすると誰かが、このままじゃまずい、やらないといけないというようになると思う。だからやるところにはどんどんお金を付けていきますよという話でやっていったほうが意識が高まってくると思う。

住みよいまちづくり、住みやすいまちづくりというのは住みたいまちづくりだと思う。

目標をどういうところに置いてやるかというものを荒削りでもいいので作ってしまわないと今の情報の問題でも、同じことだと思う。

シティーブランドとして自分のまちをもう一度見直すというような話。

例えば市政ニュースとか行政と市民を繋ぐものが何かあると思うのです。

最終的には、市民が自主的にやることが最終目標じゃないですか。

<第3回>

国、県、市にまたがることもあるし、行政の中でもいろいろな部署にまたがる場合もあるので、そういった窓口が一本化されると協働、参画がやりやすい。

市民の側で参画条例というものができたときに、市民参画していく力というのを市民の中で作っていかないといけない。

指定管理者ということも、業者が管理者になる場合もあるけれども、大きくみると市民参画のひとつの 形としてみると、この条例ともあながち別のものではないのかなと思います。

今あるシステムや仕組みが上手〈いっていないのか、決まりごとを守っていないのかそこから検討した ほうが早いのではないか。

条例をつくったその後がどうなったかを知りたい。正直、西宮でも条例作ったり要綱作ったりしているが、フォローとチェックがどこまで出来ているのか。

市の手が届かないところをNPOでサポートする。まじめに(活動を)やっていて、行政も使えるNPOは それなりに優遇する。

もっと格差つけて、色を出していかなければ、地域性を出してやっていったらいいのではないかと思う。

市長が一週間に一回とか、市民からの提案を幹部会で検討するような会を開いてもらうとかね。

住みよいまちということでいろいろな世代でいろいろなことを包括的に、偏ったものでなくて、意見を聞いていくようにしないと。

自分のまちに対する愛着とか意識を持つためには、まちを知らないといけないと思う。